

# 令和3年度秋田市社会福祉審議会 第3回地域福祉専門分科会会議録

日 時：令和4年1月24日(月) 13時30分から14時まで

場 所：秋田市役所本庁舎5階 正庁

出席者：委員18人

事務局 ○地域福祉推進室

東海林室長、加藤副参事、進藤副参事、小松主任、渡部主事

○障がい福祉課

鎌田主席主査

○長寿福祉課

畑山課長、相場課長補佐、佐藤主席主査、品川主査

欠席者：佐々木明美委員、藤原美佐子委員

## 【議事】

主な意見

(1) 秋田市成年後見制度利用促進基本計画（成案）について

(上村委員)

○25ページに「市民意識調査における成年後見制度の認知度」の目標値を追加したことにより市としての取組も認知度を意識したものになるのではないかと思う。数値については10ページに記載のある平成29年度時点の「知っている」「名称を聞いたことがあるが、制度の内容は知らない」を合わせた75.5%を根拠にして出しているかと思うが、秋田市として70%の認知度があれば制度の運用するにあたり問題ないとの認識で出した数値なのかどうか、見解を伺いたい。

(事務局)

○70%という数字の根拠は委員からお話しのあったとおり、平成29年の市民意識調査を参考にしている。目標としては制度の内容まで知っている人について70%まで引き上げたいと考えている。制度まで知っている人を70%まで引き上げることは正直申し上げると高い目標設定である。ただ、名称を知っているのであれば今後の広報、周知により不可能な目標ではないと考えている。

(上村委員)

○高い目標であるとは思いますが、制度が浸透するよう広報・周知していただきたい。

(黒崎委員)

○制度認知度の目標値について、高い目標の設定は大変評価できる。しかし、本制度は利用までに手間もかかるし、お金もかかる。この制度を今後どのように周知、利用促進していく

のか教えていただきたい。

(事務局)

○行政としては広報あきたをはじめとした様々な媒体での広報活動を通じて、成年後見制度という言葉はもとより、制度の内容についても周知していきたい。また、今月から秋田市権利擁護センターが開設した。当センターは制度の周知や制度利用の支援を行っていく機関である。当センターを通じて市民向け講座を行うなど制度を正しく理解する機会を提供していきたい。そのような中で制度利用までの期間や費用についても説明していきたいと考えている。

(黒崎委員)

○事務局から話があったとおり、市社会福祉協議会で今月から権利擁護センターを開設した。現在数件の相談が寄せられており、今後様々な相談が寄せられることが予想される。市にアドバイスをもらいながら対応していければと思う。

(原委員(議長))

○制度の認知度を上げる広報活動をするとともに、実際に利用する際に必要となる内容を含めて市民に浸透していくような工夫が必要である。

(船木聡委員)

○周知について2点ほど確認したい。1点目は保健福祉・医療関係機関の職員等に対する周知である。20ページにそれら職員等への周知・啓発の必要性が記載されているが、実際どのような周知を想定しているのか。施設職員や医療関係者の多くは制度内容についてはすでに理解している。そのため単なる制度の周知にとどまらず、権利擁護センターが具体的にどのような相談に対応してくれるのか等を周知してもらえれば関係機関も当センターを利用しやすくなる。2点目は25ページに記載されている市民への周知である。前回の分科会の際にも医療機関の現状をお話しさせていただいたが、認知症高齢者は家族が金銭管理をしていることが多い。その中で家族が本人の金銭を使用しているが、身上監護も行っているため虐待通報に至らないケースがある。また当該制度の申立てを行うことで家族との関係が疎遠になってしまうケースもある。このような現状から、市民への周知の際には本人のみならず家族もメリットを感じる内容でなければ利用促進にはつながらないと感じる。そのような周知方法をお願いしたい。

(事務局)

○1点目の施設・医療機関の職員への周知についてであるが、権利擁護センターを中心として研修や出前講座といった形式で制度の理解はもちろん、当センターで受けた事例について情報共有し、どのような連携がとれるか共有していきたいと

考えている。また2点目の市民への周知について、周知を行っていく中で意思決定支援の重要性についても触れたり、権利擁護センターが家族の理解も深めていけるような役割を持てればと考えている。正しい理解が進むことで本人の金銭を利用する等の不正もなくなっていくと考えている。

(船木聡委員)

○親族申立ては4親等以内となっており、対象となっても家族がメリットを感じず申立てをしないケースは多い。家族に対する理解促進について今後お願いしたい。

(小林委員)

○計画の中に意思決定支援の文言が入り高く評価している。21ページに「利用者がメリットを実感できる制度運用」とある。市長申立ての際も意思決定支援の視点を大切にしてください。また、現段階では意思決定支援が何か分からない人が大半だと思う。成年後見制度の根本には意思決定支援の考え方がある。国からのガイドラインも利用しながら意思決定支援の考え方を周知していただきたい。

(事務局)

○意思決定支援の考え方については国の基本計画でも重要であると位置づけられている。市長申立ての際も本人の意思を尊重されているか、またご家族の意思がどうであるかを取り逃すことのないよう意識しながら手続きを進めていきたい。

(船木孔委員)

○17ページの秋田市成年後見制度利用促進協議会について、人数やメンバー、任期等教えていただきたい。

(事務局)

○質問のあった協議会は31ページにあるとおり「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に記載されているものである。本協議会では、専門職団体の方で成年後見制度への支援体制づくりや後見が必要な方を制度利用につなげる取組について協議することとなる。主に専門職団体間の取組を深めることが目的である。委員構成については、福祉と法律と地域それぞれの専門職団体から推薦された委員とする予定である。人数については13名を予定している。現段階の案では、専門分科会の臨時委員を推薦していただいた6団体に加え、地域や福祉の現場で成年後見制度の相談窓口となりうる社会福祉協議会、老人福祉施設連絡協議会、地域包括・在宅介護支援センター連絡協議会、知的障害者福祉協会、民生児童委員協議会の5団体および秋田県内で後見人業務を団体として実施している行政書士会、社会保険労務士会の2団体の合わせて13団体に声かけをし、委員の推薦をお願いしようと考えている。任期は令和4年4月から2年間、第1回の

会議については令和4年6月頃開催予定としており、年1～2回の会議を予定している。このような形で協議会を立ち上げる予定であるし、計画の進捗状況については本専門分科会でも報告させていただきたいと考えている。現段階では案の段階なので決定次第正式に依頼させていただく。

【その他】

(特になし)

(以上)